

## 質問書に対する回答

件名) 首都圏中央連絡自動車道 成田舗装工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 18-4-3	光通信ケーブル等の試掘について、試掘を実施して確認する場合は、すべての箇所について別途協議のうえ変更対象と解釈して宜しいでしょうか。	試掘の実施については、監督員が必要として追加を指示した場合は変更対象となります。
2	特記仕様書 26-5-2- (10)	高耐久上層路盤用アスファルト混合物及び、必要なアスファルト混合物の試験舗装については、本線上で概ね1,000m <sup>2</sup> 程度行い、撤去はしないものと解釈してよろしいでしょうか。	試験舗装については、特記仕様書26-5-2(10)および共通仕様書13-5-6、舗装施工管理要領Ⅱ建設工事関係 1-3(2)に示すとおり計画してください。 また、本線上での試験舗装を計画し実施した場合に、各種基準値以内であれば、撤去の必要はございません。
3	割掛け項目	監督員詰所費については、借地料金と造成費用も含むと解釈して宜しいでしょうか。	貴社の施工計画に基づき、必要な借地料や造成費用を計上してください。
4	単価項目112～115 路面標示工 突起型路面標示	路面標示工 突起型路面標示のリブ間隔は40cm間隔又は30cm間隔のどちらでしょうか？	路面標示工 突起型路面標示のリブ間隔は設計要領第五集 交通管理施設【道路標示および区画線編】(P2-17)に示すとおり、40cm間隔となります。